



山梨県の東玄関。上野原市に移住される方へのお得な優遇制度をご紹介します

①移住者住宅取得等補助事業

②市内金融機関提携住宅ローン

③フラット35金利優遇制度

一定の要件に該当する市外の方が、市内に住宅を取得等して移住される場合には、最大**100万円**までの補助金が受けられる**①移住者住宅取得等補助事業**があります。さらに、**②市内金融機関提携住宅ローン**又は**③フラット35金利優遇制度**のご利用により、住宅ローン金利の優遇措置も受けられます。

詳しくは、上野原市役所政策秘書課までお問い合わせください。



- | | | |
|---------|-------|-----------------|
| ◆山梨中央銀行 | 上野原支店 | TEL0554-63-1101 |
| ◆都留信用組合 | 上野原支店 | TEL0554-62-5311 |
| ◆山梨信用金庫 | 上野原支店 | TEL0554-62-5101 |
| ◆JAクレイン | 上野原支店 | TEL0554-63-1118 |

※住宅ローンのご利用には各金融機関の定める審査が必要となります



《お問い合わせ・移住相談窓口》
〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832
上野原市役所 政策秘書課 政策担当
TEL 0554-62-3191 Email : seisaku@city.uenohara.lg.jp